

令和 5年 第2回臨時会

# 西川町議会会議録

令和5年 2月15日 開会

令和5年 2月15日 閉会

西川町議会

## 令和5年西川町議会第2回臨時会会議録目次

○議事日程	1
○出席議員	2
○欠席議員	2
○説明のため出席した者	2
○事務局職員出席者	2
○開会の宣告	3
○開議の宣告	3
○会議録署名議員の指名	3
○会期の決定	3
○町長あいさつ	4
○議案の上程	4
○提案理由の説明	4
○議案の審議・採決	6
○閉議・閉会の宣告	14
○署名議員	15

## 令和5年西川町議会第2回臨時会

### 議事日程(第1号)

令和5年 2月15日(水) 午前9時30分開会・開議

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 町長あいさつ

日程第 4 議案の上程

議第 3号 令和4年度西川町水沢温泉館大規模改修工事請負契約の一部変更について

議第 4号 西川町職員の定年引上げに伴う関係条例の整理に関する条例の設定について

議第 5号 令和4年度西川町一般会計補正予算(第9号)

日程第 5 提案理由の説明

日程第 6 議案の審議・採決

議第 3号 令和4年度西川町水沢温泉館大規模改修工事請負契約の一部変更について

議第 4号 西川町職員の定年引上げに伴う関係条例の整理に関する条例の設定について

議第 5号 令和4年度西川町一般会計補正予算(第9号)

出席議員（10名）

1番	後藤一夫議員	2番	荒木俊夫議員
3番	佐藤仁議員	4番	佐藤光康議員
5番	菅野邦比克議員	6番	大泉奈美議員
7番	佐藤耕二議員	8番	佐藤幸吉議員
9番	伊藤哲治議員	10番	古澤俊一議員

欠席議員 なし

説明のため出席した者

町長	菅野大志君	教育長	前田雅孝君
総務課長	佐藤俊彦君	政策推進課長	荒木真也君
会計管理者 兼 出納室長	土田伸君	健康福祉課長	佐藤尚史君
町民税務課長			
産業振興課長 兼 農委事務局長	工藤信彦君	商工観光課長	土田浩行君
建設水道課長	眞壁正弘君	病院事務長	飯野勇君
学校教育課長	安達晴美君	生涯学習課長	奥山純二君
監査委員	高橋將君		

事務局職員出席者

議会事務局長	松田一弘君	議事係長	鬼越晃一君
書記	柴田歆那君		

〔開会時刻 午前 9時30分〕

○古澤議長 おはようございます。

---

◎開会の宣告

○古澤議長 ただいまの出席議員は、全員です。定足数に達しておりますので、これより令和5年西川町議会第2回臨時会を開会します。

---

◎開議の宣告

○古澤議長 これから、本日の会議を開きます。

---

◎会議録署名議員の指名

○古澤議長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第124条の規定により、議長において、1番 後藤一夫議員、2番 荒木俊夫議員を指名します。

---

◎会期の決定

○古澤議長 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。

本臨時会の会期について、議会運営委員会の協議結果に基づき、本日1日限りにしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○古澤議長 異議なしと認めます。

よって、本臨時会の会期は、本日1日限りと決定しました。

---

### ◎町長のあいさつ

○古澤議長 日程第3、町長からあいさつの申し出がありますので、これを許します。

菅野町長。

〔菅野大志町長 登壇〕

○菅野町長 本日、令和5年第2回臨時会を招集いたしましたところ、全員のご出席を賜りまして、誠にありがとうございます。

西川町職員の定年引上げに伴う条例の設定や、事務事業の補正等、急を要する議決事案が生じてまいりましたので、本日臨時会を招集いたしましたところでございます。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げ、臨時会のごあいさつとさせていただきます。

○古澤議長 以上で町長あいさつは終わりました。

---

### ◎議案の上程

○古澤議長 日程第4、議案の上程を行います。

議第3号 令和4年度西川町水沢温泉館大規模改修工事請負契約の一部変更について、  
議第4号 西川町職員の定年引上げに伴う関係条例の整理に関する条例の設定について、  
議第5号 令和4年度西川町一般会計補正予算（第9号）。

以上、3議案を上程します。

---

### ◎提案理由の説明

○古澤議長 日程第5、提案理由の説明を求めます。

菅野町長。

〔菅野大志町長 登壇〕

○菅野町長 ただいま上程された議案について、ご説明申し上げます。

議第3号につきましては、令和4年度西川町水沢温泉館大規模改修工事請負契約の一部

変更についてでございます。工事を実施した結果、設計の一部を変更して実施する必要があるため、提案するものでございます。

議第4号につきましては、西川町職員の定年引上げに伴う関係条例の整理に関する条例の設定についてでございます。西川町職員の定年の引き上げに伴う任用、給与等の取り扱いなどの改正を行うため、提案するものでございます。

議第5号につきましては、令和4年度西川町一般会計補正予算(第9号)でございます。規定の歳出歳入予算の総額に、歳入歳出それぞれ5,598万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ65億1,502万5,000円といたすものでございます。

補正の内容は、急を要する事務事業の経費にかかる補正、さらには地方債の変更についてでございます。

始めに、歳出について申し上げます。

第2款 総務費につきましては、総合交流促進センターおよび水沢温泉館の施設用修繕料776万3,000円を追加するものでございます。

第3款 民生費につきましては、路線バス事業に要する経費314万7,000円を追加するものでございます。

第4款 衛生費につきましては、小山鉱山坑廃水中和処理施設電気料79万2,000円を追加するものでございます。

第8款 土木費につきましては、町道等除雪委託料1億1,000万円を追加し、社会資本整備総合交付金事業費6,849万円を減額し、4,151万円を追加するものでございます。

第10款 教育費につきましては、町民スキー場管理運営に要する経費127万円、学校保健体育総務に要する経費150万5,000円をそれぞれ追加し、277万5,000円を追加するものでございます。

歳入につきましては、第14款 国庫支出金4,416万6,000円、第18款 繰入金2,710万円をそれぞれ減額し、第21款 町債1,640万円を追加し、それでもなお不足する額については、第10款 地方交付税1億1,085万3,000円を充てるものでございます。

地方債の変更につきましては、水沢温泉館大規模改修事業および道路橋梁整備事業それぞれの限度額を変更するものでございます。

以上ご説明申し上げましたが、詳細につきましては、担当課長に説明させていただきますので、よろしくご審議の上、ご可決賜りますよう、お願い申し上げます。

---

◎議案の審議・採決

○古澤議長 日程第6、議案の審議・採決を行います。

議第3号 令和4年度西川町水沢温泉館大規模改修工事請負契約の一部変更について、  
を議題とします。

担当課長の補足説明を求めます。

土田商工観光課長。

〔土田商工観光課長 登壇〕

○土田商工観光課長 議第3号 令和4年度西川町水沢温泉館大規模改修工事請負契約の一部変更について、補足説明を申し上げます。

令和4年度西川町水沢温泉館大規模改修工事につきましては、令和4年9月30日の臨時会において、契約の議決をいただき、工事を進めてまいりました。

アルミ鋼材の価格が著しく高騰したため、西川町建設工事請負約款 第26条 第5項の規定により、請負代金の変更をいたすものでございます。

変更額といたしましては、666万500円を増額し、変更前の契約額1億8,700万円を、変更後、契約額1億9,366万500円といたすものであります。

以上のとおりでありますので、よろしくご審議のうえ、ご可決を賜りますようお願い申し上げます。

○古澤議長 本案に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

3番、佐藤仁議員。

○3番（佐藤仁議員） お聞きしますけれども、今回の増額というのは、アルミ工事という話がありましたけれども、これ1種なのか。他にもちょっと細かい点があるのかどうか、1点と、あと、例えば物価上昇率っていうのがあると思うんですけれども、請負金額に対する割合ですね、何%以上の物価上昇率の場合は変更するとか、確かあったと思うんですけど、支障なければお聞きしたいというふうに思います。

○古澤議長 答弁は、土田商工観光課長。

○土田商工観光課長 それでは第1点目のアルミ鋼材の、今回はアルミ鋼材1種類の増額でご



ございます。

あと物価上昇の割合での変更の額ということでもありますけれども、この請負契約約款第26条第5項の関係、単品スライド条項というふうに言われていますけれども、そちらは契約額の1%を超える場合が対象になってくる、ということでございます。

以上です。

○古澤議長 3番、佐藤仁議員。

○3番(佐藤仁議員) アルミ工事、俗にいう鋼製建具工事という名称だと思いますけれども、1%、請負金額1億7,000万円、税抜きです、1%と言うと170万、アルミ工事の金額が何割、20%にしても1千5、600万、あるのかどうか分かりませんが、1種で600万ですのでかなりの物価上昇の金額だというふうに思います。

例えば1%、600万と言いますと、6,000万に対して1%で600万ですので、アルミ工事が6,000万とはあり得ないと思いますので、大変な上昇率だと思います。私もいろいろ聞いているところでは、かなり特に建設工事でアルミ工事の物価上昇率がひどいというようなことをお聞きしております。

また、特殊な材料ですので一般のレディーメイド、オーダーメイドというようなこともありますので、致しかたないかなというよりも、やっぱり補正をやって、業者の方に負担をかけない、そして良い物を作っていただくという意味では、今回の補正はやっぱり必要かなというふうに思いますので、今後ともよろしくお願ひしたい、というふうに思います。

それと、今回のこれで1種ということなんですけれども、今工事やっているわけですけど、前から心配されていた地下関係の、地下室関係。結構補修をしなきゃなんないだろうという予想を立てていたというふうにお聞きしますけれども、4月のオープンに向けて、約半年間、機械が稼働していないわけです。建物ができて、改修工事終わって、いざ試運転をやった場合にどこかに支障がきたさないのかどうか。そこら辺、今現在点検をやっているのか、今回の補正ではそういうふうなことありませんので、ちょっとそこだけお聞きします。

○古澤議長 答弁は、土田商工観光課長。

○土田商工観光課長 ただ今のご質問にお答えいたします。

水沢温泉館の機械設備につきましては、全く、止めているということではなく、やはりボイラーは稼働させながら冬場の凍結しないようにというようなことで管理もさせてもらっております。水も全く流さないというふうなことになりますと、錆問題とかでできま

すので、そういった補修のほうはやってございます。

今回の補正予算のほうにも一部漏水の部分が見られますので、修繕料も計上させていただいておりますので、それに対応したいと思っておりました。

以上です。

○古澤議長 3番、佐藤仁議員。

○3番（佐藤仁議員） 3月に入れば試運転等もやると思います。普通、変な話ですけど、雨漏りをして直す場合、床壁より天井を直してから、雨漏りを直すっていうことはないわけで、雨漏りを直してから内装を直すということですので、改修工事をやって、試運転したら機械が作動しない、ということのないようにですね、ひとつ準備をしていただきたい、というふうに思います。

なお、補正予算に関しては、大変改良したというような感じを受けます。今後共、行政に負担のかからないよう、よろしくお願ひしたいというふうに思います。

○古澤議長 他、ございますか。

〔発言する者なし〕

○古澤議長 ないようでございますので、本案に対する質疑を終結し、討論を省略し採決します。

議第3号、本案を原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○古澤議長 全員起立です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○古澤議長 議第4号 西川町職員の定年引上げに伴う関係条例の整理に関する条例の設定について、を議題とします。

担当課長の補足説明を求めます。

佐藤総務課長。

〔佐藤俊彦総務課長 登壇〕

○佐藤総務課長 議第4号 西川町職員の定年引上げに伴う関係条例の整理に関する条例の設定につきまして、補足説明を申し上げます。

初めに、この条例を制定する目的について、であります。本町では、平均寿命の伸長や少子高齢化の進展を踏まえ、豊富な知識、技術、経験等を持つ高齢期の職員に最大限活躍

してもらうため、定年を令和 5 年度から令和 13 年度までの間、段階的に引き上げ、65 歳とすることとし、関係条例を整理するものであります。

国家公務員の定年は、国家公務員法等の一部を改正する法律が、令和 3 年 6 月 11 日に公布され、令和 5 年度から段階的に引き上げられ、令和 13 年度から完成形の 65 歳となります。また、地方公務員については地方公務員法の一部を改正する法律が、令和 3 年 6 月 11 日に公布され、国の職員について定められている定年を基準として条例で定めるものと規定されたところであります。

次に、整理する関係条例 11 本の規定内容についてであります。お手元の新旧対照表をご覧くださいと存じます。

第 1 条は、西川町職員の分限の事由並びに手続き及び効果に関する条例であります。この条例では、管理職手当を支給されている管理監督職の職員を 60 歳の誕生日から同日以後の最初の 4 月 1 日までの間に、管理監督職以外の職に移動させる、いわゆる役職 60 歳定年を導入するための規定を整備するものであります。

2 ページをご覧ください。第 2 条は西川町職員の懲戒の手続き及び効果に関する条例であります。この条例では、懲戒処分のうち、減給について、処分の発令後に給料月額が減額された場合の規定を整備するなど、するものであります。

3 ページをご覧ください。第 3 条は、西川町一般職の職員の給与に関する条例であります。この条例では、一般職の職員について、現行の 60 歳定年退職者の再任用職員制度を廃止し、定年の段階的な引き上げ期間中は、定年から 65 歳までの間の経過措置として、現行と同様の定年前再任用短時間勤務職員制度を導入し、また職員が 60 歳に達した日以後の最初の 4 月 1 日以後、その職員に適応される給料表の職務の級、及び号給に応じた額に 7 割を乗じて得た額とするための規定を整備するものなどであります。

飛びまして、14 ページをご覧ください。14 ページの第 4 条は、西川町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例であります。この条例では、企業職員について、定年前再任用短時間勤務職員制度を導入するための規定を整備するなどするものであります。

16 ページをご覧ください。16 ページ、第 5 条は西川町技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例であります。この条例では、技能労務職員について、定年前再任用短時間勤務職員制度を導入するための規定を整備するなどするものであります。

18 ページをご覧ください。18 ページの第 6 条は、西川町職員の定年等に関する条例であ

ります。この条例では、職員の定年の年齢について、令和5年度から段階的に引き上げ、令和13年度から完成形の65歳とし、また職務と責任の特殊性、欠員補充の困難性を有する町立病院の医師については、定年の年齢を令和5年度から段階的に引き上げ、令和13年度から完成形の70歳とし、院長及び副院長については65歳に達した日後も引き続き管理監督職として勤務させる。さらに役職60歳定年の特例として、高度の知識・技能、または経験を必要とするため、欠員を容易に補充することができないなどの場合、管理監督職をしめたまま、1年ずつ最長3ヶ年まで延長することができることとするための規定を整備するなどするものであります。

飛びまして、26ページをご覧ください。26ページの第7条は、西川町職員の育児休業等に関する条例であります。この条例では、役職60歳定年の特例として勤務している職員などについて、育児休業をすることができない職員とするための規定を整備するなどするものであります。

28ページをご覧ください。第8条は、西川町職員の勤務時間、休暇等に関する条例であります。この条例では、定年前再任用短時間勤務職員制度を導入するための規定を整備するなどするものであります。

31ページをご覧ください。第9条は、西川町公益的法人等への職員の派遣等に関する条例であります。この条例では、役職60歳定年の特例として勤務している職員などについて、公益的法人等へ派遣をすることができない職員とするための規定を整備するなどするものであります。

32ページをご覧ください。第10条は、西川町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例であります。この条例では、既定の整備を図るものであります。

議案書をご覧くださいまして、議案書にはページを付しておりませんが、9枚目の下段、附則の前の第11条をご覧くださいと存じます。議案書の附則の前、第11条をご覧くださいと存じます。第11条は、西川町職員の再任用に関する条例であります。この条例は、現行の60歳定年退職者の再任用職員制度を廃止することに伴い、条例を廃止することを規定いたしているものであります。

議案書の附則をご覧くださいと存じます。附則では、この条例の施行期日について、令和5年4月1日と規定するとともに、勤務延長に関する経過措置、定年退職者等の再任用に関する経過措置、定年前再任用短時間勤務職員に関する経過措置など、所要の経過措

置を規定いたしているところであります。

最後に、退職手当の算定について、申し上げます。60歳に達した日後に、定年前の退職を選択した職員が不利にならないよう、当分の間、定年を理由とする退職と同様に、退職手当を算定することになります。なお、本町では、山形県市町村職員退職手当組合に加入しており、同組合が制定しております退職手当支給条例の規定に基づき算定をしているところであります。

以上のとおりでありますので、よろしくご審議のうえ、ご可決を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。以上であります。

○古澤議長 本案に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔発言する者なし〕

○古澤議長 本案に対する質疑を終結し、討論を省略し採決します。

議第4号、本案を原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○古澤議長 全員起立です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○古澤議長 議第5号 令和4年度西川町一般会計補正予算（第9号）、を議題とします。

担当課長の補足説明を求めます。

佐藤総務課長。

〔佐藤俊彦総務課長 登壇〕

○佐藤総務課長 議第5号 令和4年度西川町一般会計補正予算（第9号）につきまして、補足説明を申し上げます。

お手元の議案書の予算書をご覧いただきたいと存じます。

規定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ5,598万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ65億1,502万5,000円といたすものであります。

補正の内容は、急を要する事務事業の経費の補正、並びに地方債の変更であります。

はじめに、歳出についてご説明を申し上げます。

予算書の下段中央部にページを付しておりますが、8ページ、3歳出をご覧ください。

歳出につきましては、項ごとに表を作成いたしており、左から、目、補正前の額、今回

の補正額、計、補正額の財源内訳、今回の節ごとの補正額、そして補正内容の説明の表といたしております。

主に補正内容の説明の詳細につきまして、ご説明を申し上げます。

8 ページの第 2 款 第 7 項 第 1 目 開発費につきましては、水沢地内の総合交流促進センターおよび水沢温泉館の設備の劣化・故障に伴い、総合交流センターのエアコン並びに水沢温泉館の温泉加圧ポンプ・機械室ラインポンプおよび加圧給水ポンプ修繕の為の施設用修繕料 776 万 3,000 円を追加するものであります。

特定財源につきましては、水沢温泉館大規模改修事業に係る地方債 2,710 万円を追加し、町有施設整備基金繰入金 2,710 万円を減額するものであります。

第 3 款 第 1 項 第 1 目 社会福祉総務費につきましては、路線バス回数券の在庫不足に伴い、回数券印刷製本費 4 万 2,000 円、電気料金の高騰並びに高速バス西川バスストップロードヒーティングの故障によりロードヒーティング電気料としての光熱水費 100 万 3,000 円、ロードヒーティング修繕のための施設料修繕料 78 万 2,000 円、路線バス故障に伴い、修繕のための車輛用修繕料 132 万円をそれぞれ追加するものであります。

第 4 款 第 1 項 第 3 目 環境衛生費につきましては、電気料金の高騰により小山鉦山坑廃水中和処理施設電気料の不足に伴い、光熱水費 79 万 2,000 円を追加するものであります。

第 8 款 第 1 項 第 2 目 除雪費につきましては、令和 4 年 12 月のクリスマス寒波による豪雪などにより、町道等の除雪委託料が増高していることに伴い、町道及び志津姥沢駐車場それぞれの除雪委託料 1 億 1,000 万円を追加するものであります。

次のページをご覧くださいまして、第 2 項 第 3 目 道路新設改良費につきましては、社会資本整備総合交付金事業に係る決算見込み額の精査に伴い、町道除雪委託料 4,299 万 9,000 円、町道補修補正工事請負費 2,549 万 1,000 円をそれぞれ減額するものであります。特定財源につきましては、社会資本整備総合交付金 4,416 万 6,000 円、地方債 1,070 万円をそれぞれ減額するものであります。

第 10 款 第 4 項 第 5 目 町民スキー場運営費につきましては、間沢地内の町民スキー場の設備の劣化、故障に伴いロジトイレ水回り、ロジ暖房機オイルサーバー交換、ロジ手動ドア、ロジ自動ドア、ナイター照明照射角度調整、ナイター照明電球交換修繕のための施設用修繕料 67 万 2,000 円。町民スキー場への連絡道路町道町民スキー場線の法

面等の危険木伐採のための委託料 56 万 8,000 円。町民スキー場の借地用地の一部地目変更に伴い、賃借料 3 万円をそれぞれ追加するものであります。

第 5 項 第 1 目 保健体育総務費につきましては、令和 4 年 3 月西川町大字水沢のご出身で当時埼玉県川口市にお住まいになられておられました荒木勝男様から 3,000 万円のご寄附をいただいた中で、西川小学校及び西川中学校で使用する一輪車・ハードル・給食用食缶・給食用冷蔵庫及び落ち葉等の清掃用エンジンブロー購入のための備品購入費 150 万 5,000 円を追加するものであります。

なお、これまで荒木様からいただきましたご寄附で学校給食運搬車、西川小学校及び西川中学校の電子黒板、町立病院の医療機器などを購入させていただいているところであります。

以上が歳出であります。

次に、歳入について、ご説明を申し上げます。6 ページ、2 歳入をご覧ください。

歳入につきましては、ただ今歳出の特定財源でご説明を申し上げました、各事務事業の実施などに伴い、第 14 款 国庫支出金 4,416 万 6,000 円、第 18 款 繰入金 2,710 万円をそれぞれ減額し、第 21 款 町債、7 ページをご覧くださいまして、1,640 万円を追加し、それでもなお不足する額については、第 10 款 地方交付税 1 億 1,085 万 3,000 円を充てるものであります。

最後に地方債の変更について、ご説明を申し上げます。4 ページ、第 2 表 地方債補正をご覧ください。地方債の変更につきましては、水沢温泉館大規模改修事業限度額 1 億 4,450 万円を 1 億 7,160 万円に、道路橋梁整備事業 9,110 万円を 8,040 万円にそれぞれ変更するものであります。

以上のとおりでありますので、よろしくご審議の上、ご可決を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。以上であります。

○古澤議長 本案に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

[発言する者なし]

○古澤議長 本案に対する質疑を終結し、討論を省略し採決します。

議第 5 号、本案を原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○古澤議長 全員起立です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

◎閉議・閉会の宣告

○古澤議長 以上で、本日の臨時会に付議された事件は、全て終了しました。

会議を閉じ、令和5年西川町議会第2回臨時会を閉会します。

ご苦労さまでした。

〔閉会時刻 午前10時06分〕



地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和 年 月 日

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員